

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2-2-2 申請が必要な行為

(1) 申請対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ申請が必要となります。

区分	行為の種類
認定申請	建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【建築物の建築等】
	工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【工作物の建設等】
許可申請	土地の開墾その他の土地の形質の変更（開発行為除く）
	木竹の伐採又物件の堆積
届出	開発行為

新築（新設）	敷地に建築物等を新たに造る工事
増築	建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
改築	建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事
移転	同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
修繕	既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
模様替	既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

(2) 申請の対象外となる行為等

(1) に掲げる行為等のうち、以下のいずれかに該当するものは申請の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為等

行為等	根拠条項※
地下に設ける建築物又は工作物	条例第 26 条の 4 第 1 号 条例第 26 条の 12 第 6 号
仮設の建築物	条例第 26 条の 4 第 4 号
仮設の工作物	条例第 26 条の 12 第 7 号
木竹の伐採で、次に掲げるもの ①除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの ②枯損したもの又は危険なもの ③自家の生活の用に充てるために必要なもの ④仮植したもの ⑤測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの	条例第 26 条の 17 第 1 号
土地の形質の変更で、次に掲げるもの ①仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転の用に供する目的で行うもの ②既存の建築物等の管理のために必要なもの ③面積が 10 m ² 以下で、かつ、高さ 1.5m を超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの	規則第 15 条の 18 第 1 号から第 3 号
物件の堆積で、次に掲げるもの ①面積が 10 m ² 以下で、かつ、高さ 1.5m 以下のもの	規則第 15 条の 18 第 5 号
建築物の新築、増築改築又は移転で、行為に係る部分の床面積の合計が 10 m ² 以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)	規則第 15 条の 5 第 1 号
建築物の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² 以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)	規則第 15 条の 5 第 2 号
工作物(橋りょう及び太陽光発電設備等を除く)の建設等で、行為に係る高さが、1.5m 以下のもの	規則第 15 条の 14 第 1 号
工作物(建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る)の建設等で、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が 10 m ² 以下のもの	規則第 15 条の 14 第 2 号
農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、かつ、次に掲げるもの ①幅員 2m 以下の用排水路、農道又は林道の設置 ②土地の形質の変更 ③竹の伐採(森林の皆伐を除く)	条例第 26 条の 17 第 1 号

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為等

法令等	許可等	根拠条項※
文化財保護法	重要文化財として指定 (第27条第1項)	法第69条第1項第2号 条例第26条の12第1項 第2号
	史跡名勝天然記念物として指定 (第109条第1項)	
	重要文化財の現状変更等の行為の許可 (第4条第1項)	条例第26条の17第1項 第4号
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第125条第1項)	
石川県文化財保護 条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第14条第1項、第35条第1項)	規則第15条の4第1号 規則第15条の13第1号
金沢市文化財保護 条例	指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の現状変更に係る承認 (第10条)	規則第15条の4第2号 規則第15条の13第2号
金沢市屋外広告物 等に関する条例	条例の規定に適合する屋外広告物等の表示等 (第15条、第18条第1項)	条例第26条の12第1項 第1号

※法：景観法 政令：景観法施行令

条例：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例

規則：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例施行規則

3) 次に掲げる行為

- ①非常災害のため必要な応急措置として行う行為(条例第26条の4第3号、条例第26条の12第1項第11号、条例第26条の17第1項第2号)
- ②法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為(条例第26条の4第2号、条例第26条の12第1項第8号、条例第26条の17第1項第5号)
- ③その他景観法第69条、条例第26条の4、条例第26条の12及び条例第26条の17に掲げる行為